

軽井沢町小中学校短期体験入学について

軽井沢町教育委員会

【趣旨】

軽井沢町における短期体験入学は、一時的に海外に移住している児童生徒が帰国後、円滑に日本の学校生活に移行できるようにすることを目的に行っているものです。

本制度は、小中学校への転入予定者が日本の教育環境に慣れ親しみ、不安なく学校生活を送れることを目的とした短期体験入学であり、短期体験入学のみを目的とした場合はご遠慮いただきますことをご理解ください。

皆様のご理解ご協力の程よろしくお願いいたします。

1. 目的

現在海外在住で、軽井沢町の小・中学校に転入する予定のある児童・生徒が事前にその教育環境に慣れ、円滑に日本の学校生活に移行するため。

2. 受入人数

安全確保、在籍児童生徒の学習保障、学校施設、備品等から該当学年の学級数の 2 倍程度とする。

3. 受入条件

- ①軽井沢町の小・中学校に 1 年以内（短期体験入学当該年度）に転入予定があること。
- ②児童生徒、保護者ともに日本語での意思疎通及び学習活動ができること。
- ③日本の文化に理解を持ち、また理解しようと努力する姿勢があること。
- ④体験入学中の滞在先は、軽井沢町の自宅及び別荘など保護者や家族が所有するものとし、滞在先に保護者あるいは親族が必ず一緒に滞在すること。
- ⑤短期体験入学中は保護者あるいは親族が体験入学する児童生徒の学校生活全般及びその際に生じる事故等について全責任を持つこと。
- ⑥保護者は別紙申請書（様式 2）、同意書（様式 3）を提出し、提出なき場合は体験入学を認めない。
- ⑦体験入学 1 週間前までに当該校の教頭に書類を提出し、学校長が同意書を確認した上で許可する。（ホテルや友人宅は認めない。）緊急連絡先に保護者がいることを原則とする。
- ⑧学校における活動は在学児童・生徒と同様とし特別な配慮はしない。
- ⑨給食を希望する場合は実費を前納する。アレルギー対応はしない。
- ⑩体験入学中の活動に関わる一切の費用は、実費にて支払う。
- ⑪受入学校は滞在先の学区に基づく学校での短期体験入学を原則とする。
- ⑫受入人数は学級数の 2 倍程度とし、学級人数が多い場合はその限りでない。
- ⑬結核関係や予防接種など、日本で義務付けられていることができていない場合は、事情を十分に学校と確認した上で、町教委と協議をし慎重に対応する。
- ⑭ 1 学期中にプール学習がある場合は、内科・眼科・耳鼻科を自費で受診していただく。受診が確認できない場合、プール学習はできないこととする。
- ⑮短期体験入学中は宿泊を伴う学校行事への参加は認めない。

(様式1)

4. 実施期間

7月の授業初日から1学期終業式の日までとする。

5. 申込期間

5月1日～5月31日とする。

6. 申込先

東部小学校	長野県北佐久郡軽井沢町大字軽井沢 1249 番地	TEL : 0267-42-2684
中部小学校	長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉 3734 番地	TEL : 0267-45-5189
西部小学校	長野県北佐久郡軽井沢町大字追分 1136 番地	TEL : 0267-45-1052
中学校	長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉 2447 番地 1	TEL : 0267-45-6180

7. 給食

給食を食べる場合はその期間の日数分の給食費用を前納する。

(1食あたりの費用 小学校 285円 中学校 330円)

※アレルギーがある場合は、除去食が不可能であるため、お弁当を持参する。

(給食費は徴収しない)

8. 問い合わせ先

長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉 2353 番地 1

軽井沢町教育委員会 子ども教育課 学校教育係

TEL : 0267-45-8672

FAX : 0267-46-1152

E-mail : gakkoukyouiku@town.karuizawa.nagano.jp